

○内閣府、総務省、
財務省、経済産業省 令第 号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 寺田 稔

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年 内閣府、総務省、
財務省、経済産業省 令第一号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対

象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
(政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等) 第二条 法第二条第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政策金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。)、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。 「一〇十三 略」 十四 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 「十五〇二十九 略」	(政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等) 第二条 法第二条第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政策金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。)、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。 「一〇十三 同上」 十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 「十五〇二十九 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。